

あきる野市における住宅改修手続きについて

(1) 住宅改修の手順

住宅改修について
利用者とケアマネージャーの相談

<利用者・家族との相談>

事前に十分な話し合いを行い、利用者にとって最適な住宅改修ができるよう検討します。また、工事見積りは2つ以上の施工業者に依頼することをお勧めします。

申請書類の提出・確認
(提出書類)

- ・住宅改修費支給申請書
- ・住宅改修理由書
- ・改修予定図面
- ・工事見積書(内訳書)
- ・住宅所有者の承諾書

<事前申請>

必要書類の提出を行います。

住宅改修の必要性等を確認し、必要に応じて実施する訪問調査の日時などを相談します。

実際の訪問日については、本人(家族)・ケアマネージャーと調整し決定します。

市職員による現地訪問調査

- ・理由書記載内容の確認
- ・工事内容の確認
- ・本人・家族の意思の確認

<市職員による訪問調査>

住宅改修理由書に基づき、必要に応じて市職員が現地を訪問し、確認を行います。

利用者・家族・ケアマネージャーに同席いただくことを予定しています。必要に応じて、施工業者の同席も可能です。

※書類審査で判定できる場合は、現地訪問確認を省略することもあります。

施工 → 完成

- ・施工前・施工後の写真を忘れずに撮ってください。(撮影日の入ったもの)

<施行時について>

工事内容等が変更になった時は、速やかに市役所に連絡願います。

※手すりを増やす必要が生じた場合など

施工後の申請

(提出書類)

- ・改修に要した費用に係る領収書
- ・工事費内訳書
- ・改修前後の状態を確認できる写真
(カラー撮影、日付入りのもの)

＜施工後の申請＞

工事費内訳書については、「一式」という書き方では受付できません。具体的に内訳を明記願います。

(2) 住宅改修に関するお願い・注意点

・入院中の住宅改修

介護保険における住宅改修給付は、継続して在宅生活を送るための給付です。入院中の場合、事前確認を受けて工事をする事は可能ですが、給付の申請（9割分の支払い）は退院後になるので注意してください。（万が一退院できなかった場合は支払いの対象外となります。事前に利用者へ説明してください）

・事後申請を認める場合について

退院等により、住宅での生活を行うため、急な住宅改修を必要とし、事前申請できない場合は、やむを得ない事情として事後申請を認めます。

・認定結果が出ていない段階での住宅改修について

新規申請中の利用者について、住宅改修申請をされた場合、認定結果が非該当になった場合は、介護保険給付対象外となることを理解していただいた上で、通常と同じように受付します。

・事前申請前の現地確認について

事前申請前の住宅改修の相談として、現地訪問確認を行うことは可能です。その後申請が行われた場合、現地訪問確認を実施したものとして扱います。

・支給限度額のリセットについて

住宅改修の支給限度額のリセットは、3段階の区分上昇となった場合にリセットされますが、要支援1から要介護2に区分変更となった場合は、3段階の区分上昇となりますが、要支援2と要介護1は同様の状態とみなされるため、住宅改修の目安としては、2段階の上昇にとどまることになり、支給限度額はリセットされないこととなります。

・福祉用具の活用について

福祉用具を活用することにより、大掛かりな改修ではなく、安価で効果的な改修ができる可能性もあります。